

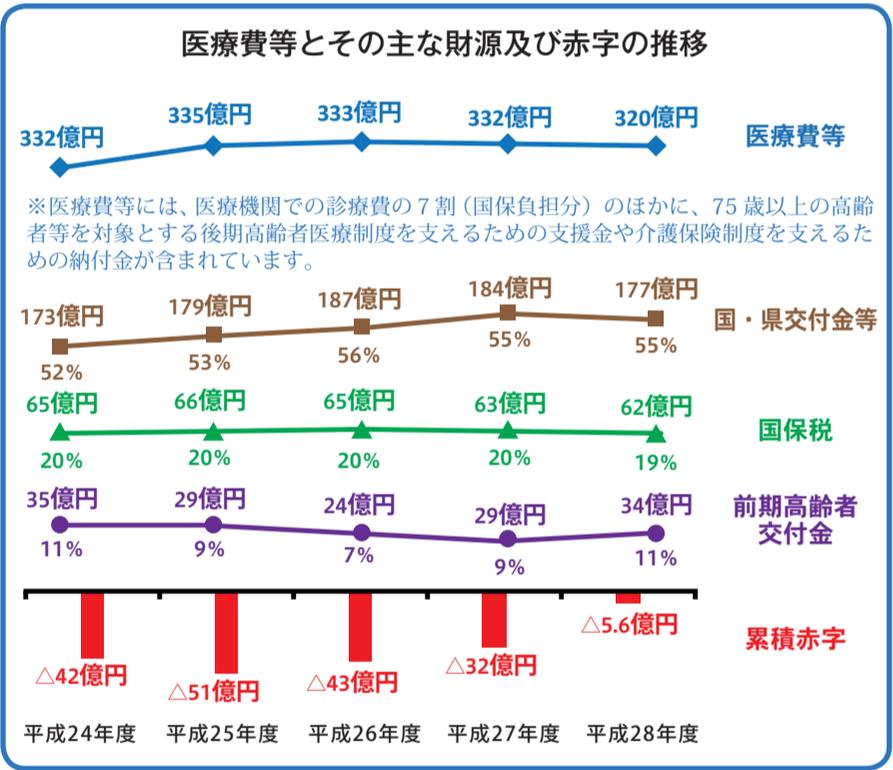


発行
那覇市役所
国民健康保険課
直通 862-4262

平成28年度決算
約5.6億円の累積赤字

平成28年度決算は、歳出496億4,938万円(前年度比5.5%減)に対し、歳入は、平成27年度と同様に、一般会計から40億円(平成27年度35億円)の法定外繰入れを行い490億7,989万円(前年度比0.5%減)、歳入から歳出を差し引いた額は5億6,949万円の累積赤字となりました。

赤字の主な原因は、国保加入者の高齢化や医療の高度化による保険給付費の高止まり、後期高齢者支援金や介護納付金の負担、国保加入者の所得水準が低いことなどにありますが、最も大きな原因は、前期高齢者交付金が国保加入者1人当たり全国平均10万6,534円に対し那覇市は3万1,448円(平成27年度)と3分の1以下となっていることにあります。



上のグラフにあるとおり、医療費等の推移は近年ほぼ横ばいとなっております。この医療費等を賄うための主な財源は、国保税収入、国や県からの交付金等、前期高齢者交付金などがあります。

国民健康保険税の賦課限度額については、平成30年度の地方税法等の改正にあわせて、以下のとおり引き上げる予定です。

○国民健康保険税の賦課限度額

Table with 4 columns: 区分, 現行, 改正案, 現行比. Rows include 医療分 (54万 to 58万), 支援分 (19万), 介護分 (16万).

※軽減については、5割・2割の軽減枠が拡大される予定です。

平成30年4月から国民健康保険制度が変わります

国民皆保険を将来にわたって守り続けるため、平成30年4月から、これまでの市町村に加え、都道府県も国民健康保険制度を担うことになりました。

Table comparing roles of prefectures (都道府県) and municipalities (市町村) regarding national health insurance, such as financial responsibility, management, and payment of premiums.

見直しによる主な変更点

- 国保資格の管理(取得・喪失)を都道府県単位で行います。
●市町村はこれまで個別に給付費を推計し、保険税負担額を決定していましたが、今後は都道府県に国保事業費納付金を納めるため、都道府県の示す標準保険料率等を参考に、市町村が保険料率を定め、賦課・徴収します。
●同一都道府県内で他の市町村に引っ越した場合でも、世帯の継続性が認められるときは、高額療養費の多数該当回数のカウントが通算されます。

持続可能な社会保障制度の確立を図るため、平成30年度からの国保制度見直しにご理解、ご協力をお願いいたします。

国民健康保険の窓口は、平成30年4月以降も引き続きお住まいの市町村です。

新制度国民健康保険被保険者証について

Sample of a National Health Insurance Certificate (被保険者証) for Naaha City, including fields for name, address, and dates.

国民健康保険被保険者証の様式と有効期限が変わります。

- ①名称: 沖縄県国民健康保険被保険者証
②有効期限: 平成30年4月1日~平成31年3月31日
③取得年月日⇒適用開始年月日
④保険者名⇒交付者名

※新年度の保険証が届いても、3月31日までは、お手持ちのコスモス色の保険証をお使いください。

●平成30年3月より保険証送付します! 保険税に未納のない世帯については那覇市より保険証を郵送します。(窓口での更新手続き不要)ただし、窓口での更新が必要な世帯については更新のお知らせ(ハガキ)を送付していますので、窓口への来課をお願いします。
※3月下旬までにはお手元に保険証が届くよう手配しておりますが、地域や配達日数について異なる場合がございます。ご理解をお願いいたします。

- 以下の方は有効期限が短くなっております。
①当年度中に70歳になる方の保険証は、70歳の誕生月の月末(1日生まれの方は誕生月の前月末)までの有効期限となっております。
※有効期限が切れる前に保険証兼高齢受給者証を郵送します。
②当年度中に75歳になり後期高齢者医療制度に移行する方
※誕生日からは後期高齢者医療の保険証をお使いいただけます。そのため、誕生日の前月に「後期高齢者医療被保険者証交付のお知らせ」(ハガキ)を送付します。

※75歳以上の方(後期高齢者医療制度)の保険証は7月に発送となります。

平成29年度 国民健康保険税の最終納期限は 3月26日(月)です!!

国民健康保険税は、「みなさんの医療費」を支える大切な税金です。納期限内に納めましょう。

保険税を滞納すると、他の納税者との公平を期すため、保険証の有効期間を短縮した「短期被保険者証」や医療費をいったん全額自己負担しなければならない「被保険者資格証明書」を交付し、医療費などの保険給付が差し止めになることがあります。また、財産調査を実施し財産が発見されれば、以下のような滞納処分(差押)をすることがありますのでご注意ください。

那覇市では、次のような滞納処分(差押)を強化しています!

- **預金差押**
銀行・農協・郵便局などの金融機関に照会を行い、預貯金を差し押さえて徴収します。
- **給与差押**
勤務先に給与の支払いなどの照会を行い差し押さえた後、毎月雇用主から給与の一部を徴収します。
- **不動産差押**
不動産の登記簿に「差押」と記載し財産を処分することを禁止して、公売などにより換金できる状態にします。
- **生命保険差押**
生命保険を差し押さえた後解約し、生命保険会社から解約戻金を徴収します。
- **その他**
国税還付金や動産(軽自動車など)・賃料などの差し押さえを実施しています。



滞納処分Q&A

- Q 滞納処分ってなに?
A 滞納者の財産(不動産や自動車、預貯金、給与、生命保険、出資金、売掛金など)を差し押さえ、その財産を税金に充てること。少しの滞納でも滞納処分は行います。
- Q 滞納処分の流れ
A ①督促 ②納期限内に税金を納めない場合、法律により督促します。③財産調査 ④官公署や金融機関、勤務先、滞納者の財産を占有する第三者などへ財産を調査します。⑤差押 ⑥財産調査で発見した滞納者の財産を差し押さえます。⑦換価 ⑧差し押さえた不動産などは「公売」、金銭債権は「取り立て」をすることで換金します。
- Q 借金があるから税金が払えない
A 個人の債務より税金が優先されます。法律で税金はすべての債務(借金を含む)に優先すると定められています。
- Q 許可なく財産を調べるのは、個人情報の侵害では?
A 税金を滞納すると国税徴収法や地方税法に基づき、すべての財産に調査権限が発生します。この財産調査は個人情報保護法には違反しません。
- Q 本人の承諾無しに滞納処分をするの?
A 滞納処分をする場合は、本人の承諾を取ることがありません。督促状を送付した日から10日を経過した日までに納付がされない場合は、滞納処分の対象になります。税金は納期限内の自主納付が原則です。
- Q 少しでも納付すれば滞納処分は解除される?
A 原則、滞納税額の全部が納められるまで、解除されません。

納税催告センターからの納付案内について

那覇市では平成26年8月より、「納税催告センター」を開設し、専門のオペレーターが、納期を過ぎても納付の確認がとれない国保税納付義務者へ電話による納付のお願いを行っています。(土日夜間含む)
また、携帯番号やスマートフォンへのSMS(ショートメッセージサービス)を活用し、お知らせがある旨のメッセージ送信サービスも開始しています。(送信元番号 080-9183-2687)
上記に関するお問合せ: 那覇市納税催告センター・098-951-3701

70歳以上の方で高額な医療費をご負担になる皆様へ

平成30年8月から高額療養費制度の自己負担限度額が下記のとおり変更になります。

○平成29年8月～平成30年7月まで

所得区分	外来(個人単位)の限度額	外来+入院(世帯単位)の限度額
現役並み所得者 (住民税の課税所得が145万円以上の被保険者と同一世帯の被保険者)	57,600円	80,100円+(医療費-267,000円)×1% (44,400円) ※2
一般所得者 (住民税課税世帯で、「現役並み所得者」以外の方)	14,000円 (年間上限額144,000円) ※1	57,600円 (44,400円) ※2
住民税非課税(区分Ⅱ)	8,000円	24,600円
住民税非課税(区分Ⅰ)		15,000円

○平成30年8月より

所得区分	外来(個人単位)の限度額	外来+入院(世帯単位)の限度額	
現役並み所得者	課税所得690万円以上	252,600円+(医療費の総額-842,000円)×1% (140,100円) ※2	
		課税所得380万円以上690万円未満	167,400円+(医療費の総額-558,000円)×1% (93,000円) ※2
		課税所得145万円以上380万円未満	80,100円+(医療費の総額-267,000円)×1% (44,400円) ※2
一般所得者 (住民税課税世帯で、「現役並み所得者」以外の方)	18,000円 (年間上限額144,000円) ※1	57,600円 (44,400円) ※2	
住民税非課税(区分Ⅱ)	8,000円	24,600円	
住民税非課税(区分Ⅰ)		15,000円	

※1 自己負担額の年間(前年8月1日から7月31日までの間)限度額。
※2 < >内の金額は、過去12か月以内に4回以上高額療養費の支給があった場合の4回目以降の限度額です。

あなたの健診結果を「いつでも」「どこでも」持ち運べます!

～ご存じですか? 無料で入れる「医療情報システム」～

那覇市医師会のLHRシステム

生涯健康記録(Lifelong Health Record)が名称の由来。利用者個人がインターネット経由でアクセスでき、ご自身の特定健診やがん検診など、那覇市医師会の参加医療機関で受けた過去の検査履歴を見ることができます。さらに体重や血圧、歩数などの記録、問診形式に答えて健康状態を評価できる機能もプラス。利用・申し込みなどシステム利用にかかる費用はすべて無料です。IDとパスワードで管理され、個人情報のセキュリティも徹底しており、安心です。

お問い合わせ・

お申込みはお気軽に!

☎ 098-860-7314

午前9:00～午後5:00 土・日・祝日は除く
一般社団法人 那覇市医師会 LHR 事務局

急いで電話しよう!

得した気分!

セカンドオピニオンに活用できるよ!

利用料はすべて無料なんだね~



国保 後期 保険税(料)は、コンビニでも納められます。

コンビニで納めることができる保険税(料)

(国民健康保険課関係)

- ①国民健康保険税の内、納期限(使用期限)内の納付書
- ②後期高齢者医療保険料の内、納期限(使用期限)内の納付書

コンビニでは納めることができない場合

- ・納期限(使用期限)を過ぎている納付書
- ・バーコードの印字がない納付書
- ・金額を訂正した納付書
- ・納付書1枚あたりの金額が30万円を超える場合
- ・クレジットカードや電子マネー等での納付はできません。

国保 後期 収入がなくても申告を!

国民健康保険や後期高齢者医療制度では、低所得者に対する保険税(料)の軽減措置があります。

所得がない方や、税法上の申告義務のない方でも、**未申告だと軽減措置が適用されません。**また、医療費の自己負担割合や負担限度額が上位所得者扱いとなりますので、所得の申告を行ってください。

●特別徴収(年金引落し)対象者の方へ

国民健康保険税・後期高齢者医療保険料の支払方法が選べます。

保険税(料)の支払い方法は申し出により、「年金からのお支払(特別徴収)」に代えて、「口座振替(普通徴収)」に変更することができます。

すでに、保険税(料)が特別徴収(年金引落し)となっている方も、口座振替でのお支払を希望される場合は、市役所の窓口でお手続きください。

みなさんの納める保険税(料)が**医療費**を支えています。納め忘れがないようお願いします。



国保 非自発的失業者の国民健康保険税の軽減措置について

解雇や倒産、雇い止めなどで非自発的失業者となった65歳未満の方の保険税については軽減措置があります。

【軽減内容】

失業時からその翌年度末までの間、前年の給与所得を30/100として算定します。

【対象者】

- 雇用保険の特定受給資格者(倒産、解雇等の事業主都合により退職した方) 離職理由コード…11、12、21、22、31、32
- 雇用保険の特定理由離職者(雇用期間の満了等により離職した方) 離職理由コード…23、33、34

※上記該当者の確認、及び軽減申請には、雇用保険受給資格者証の提示が必要です。

※高額療養費の所得区分の判定についても、給与所得(前年)を30/100として対応します。

締切せまる!

特定健診をまだ受けていない国保加入者の皆様 平成29年度の受診期限は今年3月31日まで

- ☆対象者は→40歳から74歳の国保加入者
- ※20歳～39歳の国保加入者は健康診査が受けられます

☆必要なもの→国保保険証 **コスモス色**

- ☆健診費用約7,000円分が無料
- ☆特定健診は県内ほとんどの病院で受けられます



【お問い合わせ】

特定健診課 ☎862-0564

那覇市 特定健診



正しく柔道整復師にかかりましょう

柔道整復師(接骨院・整骨院など)の施術に健康保険が使えるのは、一定の条件を満たす場合に限定されていますので、ご注意ください。



健康保険が使える場合

- 打撲 ●ねんざ ●挫傷(肉離れ等)
- 骨折・脱臼(緊急事以外は医師の同意が必要)



健康保険が使えない場合 ※全額自己負担となります。

- 日常生活の中の疲れや肩こり
- スポーツなどによる肉体疲労
- 神経痛(リウマチ・慢性関節炎など)
- 加齢による腰痛や五十肩の痛み
- 脳疾患後遺症などの慢性病



※施術内容を照会させていただくことがあります。

医療費適正化の一環として、負傷原因や施術内容が保険適用であるか、請求内容に誤りがないかを確認するため照会させていただく場合があります。

後期 長寿健診は無料で受診できます!

平成30年度の長寿健康診査は、4月初めに受診券を送付する予定です。健診費用は無料となります。

なお、「がん検診受診券」も同様に4月初めに送付されますが、詳しくは「健康増進課(電話853-7961)」へお問い合わせください。

ただし、同一年度中は1回の受診を限度とすることから、重複して受診した場合は、あとから受けた健診費用は全額自己負担になりますので、注意してください。



外国人住民の国保加入

(*平成24年7月9日以降、住基法改正に伴い国保加入要件も変わりました。) 3ヶ月を超えて日本に滞在すると認められた外国籍の方は、国保に加入しなければなりません。ただし、下記の方は加入できません。

- 職場の健康保険に加入している方
- 被扶養者として、家族の職場の健康保険に加入している方
- 75歳以上の方(後期高齢者医療制度の加入になります。)
- 生活保護を受けている方
- 「外交」の在留資格を持つ方
- 「特定活動」の在留資格で医療を受けることを目的として滞在される方

加入手続き

- 在留カード又はパスポート
- 健康保険資格喪失証明書(職場の社会保険を喪失された方)



国保 後期 保険税(料)の納付は便利な口座振替で!



★お忙しい方、留守がちの方にピッタリ

★うっかり納め忘れる心配がありません

手続き方法

1. 銀行・ゆうちょ銀行・農協・信用金庫等の金融機関窓口で受付けしています。
2. 預金通帳、通帳届出印、保険税(料)の納付書を持参してください。

国保 後期 高額医療・高額介護合算制度

医療保険と介護保険の自己負担額を合わせた額が高額になった場合に払い戻しが受けられます。

加入者で該当していると思われる方にはご案内の通知をお送りします。ただし、市町村を越えて転居された方および他の医療保険から移られた加入者については通知できませんので、国民健康保険課までお問い合わせください。



国保 加入・喪失手続きを忘れていませんか?

那覇市へ転入した時や、会社の健康保険をやめた時など、他の健康保険に加入していない方は、那覇市の国民健康保険に加入しなければなりません(国民皆保険制度)。また、他の市町村へ転出したときや、職場の健康保険などに入ったときは、那覇市の国民健康保険を喪失しなければなりません。

加入・喪失の手続きをするには市役所への届け出が必要です。国民健康保険への加入・喪失届け出が遅れたことにより不利益(保険税の遡及課税、医療費の全額自己負担、給付費の返還金等)を受けることがありますので、**事実発生日から14日以内に加入・喪失手続きを行ってください。**

※ご自身で届け出をお願いします。自動的に資格は異動しません。
○手続き場所: ハイサイ市民課、及び三支所(首里・真和志・小禄) 国民健康保険課



国保 後期 限度額適用・標準負担額減額認定証の提示をお忘れなく

高額の治療費について、「限度額適用・標準負担額減額認定証(以下、限度額証)」を医療機関に提示することにより、医療費の支払が自己負担限度額までとなります。(後期高齢者は世帯の全員が住民税非課税の世帯に属する方のみ)有効期間は毎年7月31日までとなっており、毎年8月に更新手続きが必要です。(後期高齢者は一度申請があれば自動更新)また、「限度額証」の交付を受けている場合でも、**医療機関へ提示しないと減額が受けられない**ことがありますのでお気をつけください。

〈申請に必要なもの〉保険証・国保世帯主の印鑑・本人の印鑑(後期高齢者)

国保 はり・きゅう・あん摩・マッサージ・指圧施術利用券

平成30年5月より、「はり・きゅう・あん摩・マッサージ・指圧施術利用券」の交付を行います。国保加入者へ1回あたり800円、一人年7枚までの助成となります。なお、「国税の完納」及び「特定健診を受診していることなど」の交付要件があります。詳しくはお問い合わせください。



国保 国保の給付が制限されます

●故意の犯罪行為や故意の事故・ケガ
●けんかや泥酔などによる病気やケガ
●医師や保険者の指示に従わなかったとき
●保険証の期限切れや、提示がなかった場合



国保資格喪失後の受診について

職場の健康保険加入後や他市町村に転出後、医療機関で那覇市の保険証を提示して受診した場合、その給付費を返還金として市へ返して頂くことになります。保険証は正しく使いましょう。

- ・加入する保険証が変更になる場合は、その旨を医療機関等の窓口にお伝えください。
- ・国保の資格喪失後は、速やかに保険証を国民健康保険課へ返却しましょう。

国保 後期 交通事故にあったら

交通事故でのケガの治療も国保証を使ってお医者さんにかかることができます。ただし、必ず国民健康保険課に連絡し、傷病原因届の申請をしてください。また、ケンカなど他人からの暴行でケガをおった場合にも、同様に届出の必要があります。なお、届け出がないまま加害者から治療費を受け取ると国保の給付が受けられなくなる場合がありますのでご注意ください。

仕事や通勤中にケガをしたら

仕事や通勤及び帰宅途中のケガについては、労災保険の対象となりますので、労災保険申請前にやむを得ず国保証を使用した場合は、必ず国民健康保険課に「傷病原因届」を提出してください。



国保 出産育児一時金の請求について

出産育児一時金の直接払制度をご利用の際、出産費用が「42万円(または40万4千円)」以下であれば、差額分の請求ができますので、費用の明細書など必要な書類をもって国民健康保険課でお手続きください。

直接払いをご利用しない場合は、出生届の際に一時金の申請も行ってください。



国保 後期 国民健康保険一部負担金の減免について

※一部負担金とは医療機関で受診の際に支払う自己負担額です。

下記の事由により、収入が一定の基準以下になり医療費の支払いが困難になった場合は、ご相談ください。

- ①災害により資産に重大な損害を受けたとき。
- ②災害による農作物の不作、不漁、その他これに類する理由により収入が著しく減少したとき。
- ③事業若しくは業務の休廃止又は失業により収入が著しく減少したとき。
- ④①～③に類する理由があったとき。

ジェネリック医薬品 を利用しましょう

病院や薬局からもらうお薬には、新薬(先発薬)の他に、成分や効き目が同等で低価格の後発医薬品(ジェネリック医薬品)があります。

ジェネリック医薬品を利用すると、医療費の総額および自己負担金額もお安くなりますので、受診の時お医者さんに、ジェネリック医薬品を処方してもらうよう申し出て、ジェネリック医薬品利用促進を心がけましょう。

重複受診 をやめましょう

ひとつの病気で複数の病院を受診したり、同じ箇所の治療で病院と柔道整復や、はり・きゅう等の施術を頻繁に受けるのは、医療費の高騰を招くだけでなく、かえって、体に負担をかけてしまう場合もありますので、お医者さんと相談して、適正な受診をお願いします。



国保 後期 「医療費のお知らせ」で受診履歴の確認を

通知書の受診履歴を確認して、受診した覚えのない医療機関や受診日がないかどうかご確認ください。「医療費のお知らせ」を、医療機関での適正受診の仕方について、より良い方法を考えるきっかけにしてください。

※平成29年度税制改正により、医療費通知を確定申告等(平成29年分以後)での医療費控除書類として活用することができるようになりました。通知は、大切に保管しておきましょう。

